

# 「共謀罪」法案は「人権侵害の疑惑」

## 書簡問題

# 日本政府は回答を 特別報告者は国連正式機関



### 竹本潤さん語る

国際民主法律家協会執行委員  
日本国際法律家協会副会長

の恐れがある場合には、各  
国に書簡を送り、質問や調  
査をすることもできます。  
日本は人権理事会の理事国  
でもあり質問に答えるべき  
です。

国連プライバシー権に関する  
特別報告者であるジョ  
セフ・ケナタッチ氏が、  
「共謀罪」法案に関してア  
ライバシー権を制約するお  
それがあるとの書簡を安倍  
晋三首相に送ったことにつ  
いて、菅義偉官房長官は、「  
特別報告者」という立場は  
独立した個人の資格で人権  
状況の調査報告を行う立場  
であり、国連の立場を反映  
するものではない」と述べ  
ました。  
しかし、国連の特別報告  
書簡問題

日本政府は、昨年3月  
選出する正式の機関で、個  
人的、私的な機関ではあり  
ません。43のテーマと13の  
国について特別に調査、報  
告をし、人権理事会に報告  
し審議するために必須の機  
関です。個人の資格に基づ  
いて選出されるのは、各国  
や国連から独立した立場で  
公平に任務を遂行するため  
で、特別報告者は独立性を  
確保するために国連からも  
給料をもらわず、無給で  
す。今回のように人権侵害